

基山町新型コロナウイルス感染症対策本部会議報告

第1回会議（令和2年2月20日）

- ・隣県近隣市町（福岡市）の罹患者発表に伴い、庁舎内で一体的に対応すべく対策本部を設置する。
- ・国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努めることを確認。
- ・職員の出勤前の検温や手洗い、うがいの徹底の伝達を決定
- ・各種イベントや会議開催の態度決定のプロセスについて確認

第2回会議（令和2年2月26日）

- ・各種イベントや会議の開催について方針決定
 - ① 町主催の各種イベント、外部者の参加を求める会議について令和2年3月31日までの開催中止又は延期を決定
 - ② 町立小中学校の卒業式について時間短縮のため参加者の一部制限を臨時教育委員会に提案決定
- ・国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努めることを確認。
- ・職員の出勤前の検温や手洗い、うがいの徹底の伝達の再確認を行う。

第3回会議（令和2年2月28日）

- ・全国の小中高の臨時休校要請（2月27日の首相要請）の対応について、基山町立小中学校については、令和2年3月3日（火）～3月15日（日）までの臨時休校とする。（3月16日（月）以降は、今後の状況を見ての判断とする。）
また、基山町立小中学校卒業式については、時間短縮を図るとともに参加者を限定して実施する。
- ・基山町立小学校の臨時休校に伴う放課後児童クラブの対応について、放課後児童クラブは長期休業時と同様に次のとおり開所することとする。
 - ① 利用できる児童は、小学校下学年の児童は留守番をすることが困難な場合があると考えられるため利用登録している小学1年生から3年生とする。
 - ② 臨時休校措置中の放課後児童クラブの開所時間は、平日、土曜日とも午前8時から午後6時（※午後7時までの延長保育あり）までとする。
- ・基山町施設の利用制限について
基山町が管理する施設について、原則として令和2年3月3日（火）から3月15日（日）の間、町立図書館、多世代交流施設憩いの家、総合体育館、子育て交流広場等について、一部又は全部について利用制限を行う。

新型コロナウイルス感染症対策勉強会（令和2年3月1日）

・対策本部会議前に久留米大学医学部 川山智隆教授との勉強会を対策本部員、基山町議会等の出席で開催。

第4回会議（勉強会終了後）

・備蓄マスクの活用については、需要調査を行いその調査後に一定の数を確保しつつ放出することとする。

第5回会議（令和2年3月11日）

・令和2年3月16日から基山町立小中学校を再開することとする。

（判断理由）

① 県内での感染者もなく、隣接する福岡県では感染者は出ているものの、散発的で拡大している状況にはないこと。

② 佐賀県が学校における臨時休校後の対応方針を示したこと。

・基山町立小学校再開に伴い放課後児童クラブについては、教室内の児童の密度を考慮して臨時休校時と同様に小学校1年生から3年生を対象に実施する。

また、小学校4年生から6年生については、学校開放にて対応する。

・町施設の利用制限期間については、政府のイベント自粛の要請等から3月22日（日）まで1週間延長することとする。

第6回会議（令和2年3月14日）

佐賀県内で令和2年3月13日に感染が確認されたため、その後の対応について検討を行った。

・令和2年3月16日から再開予定であった基山町立小中学校について、令和2年3月24日まで延長することとする。春休みは、3月25日～4月5日までとする。

・基山町立小学校の再開延期に伴う放課後児童クラブの対応については、これまでの臨時休校時と同様の取り扱いとし、小学校3年生までを放課後児童クラブで対応する。また、小学校4年生から6年生については、保護者に理解を求め学校開放にて対応する。

・町施設については、今後2週間程度状況変化を確認するため令和2年3月31日まで休館若しくは利用中止とする。

第7回会議（令和2年3月16日）

基山町立小学校の卒業式については、期日は変更せずに規模縮小、時間短縮で実施することとする。また、修了式・辞任式（3月24日（火曜日））についても、休校に伴い中止する。

第8回会議（令和2年3月16日）

3月24日までの放課後児童クラブに対応について検討し、これまでの臨時休校時と同様の取り扱いとする。

第9回会議（令和2年3月23日）

3月25日以降の町立小中学校の対応について検討を行う。

・3月25日から4月5日までを春休みとする。春休み期間中については、基本的にはこれまでと同様の対応とする。春休み期間中の部活動については、感染症対策を徹底し、時間短縮、対外試合自粛等の対応を行い再開する。

・春休み期間中の放課後児童クラブについても、1年生から3年生を受け入れ、4年生以上については、学校開放で対応する。4月1日以降の対象は、新1年生から新3年生とし、新4年生以上を学校開放で対応する。

第10回会議（令和2年3月24日）

町施設の再開時期について検討を行う。

・佐賀県は、感染状況が一定程度に収まっている地域に該当することから、集団感染が確認された場所に共通する3つの条件、（1）換気の悪い密閉空間、（2）人が密集している、（3）近距離での会話が発生されるという3条件が重ならないようにして対応すべきという観点から屋外施設を3月28日（土）から再開することとする。

・屋内施設については、佐賀県内の陽性確認者との濃厚接触者等について、行動自粛要請及び健康観察が3月26日（木）まで行われ、翌27日（金）に確認がされることを考慮して、4月1日（水）から再開することとする。ただし、前述の3条件が重ならないよう十分配慮すること。特に換気を十分に行うことを前提とする。

※この間に状況変化があれば、その都度検討することとする。

第11回会議（令和2年4月1日）

・庁舎内で発生した場合の対応について、検討を行う。

・町内の経済的影響に伴う対策について、情報収集を行うとともに今後具体的に検討することを確認する。

第12回会議（令和2年4月3日）

・町立小中学校の授業再開について、佐賀県内の状況及び福岡県を含む近隣の状況を総合的に判断して、4月17日（金）までの間休校とする。ただし、4月6日（月）については、教科書配布や連絡事項、休校期間中の学習課題などを伝達するため登校日とする。入学式については、予定通りの期日に実施するが、規模縮小、時間短縮で実施することとする。

- ・4月17日までの休校に伴い放課後児童クラブについては、春休みの対応と同様とする。

- ・基山町施設の利用制限について

町立図書館、多世代交流施設憩いの家、福祉交流館、保健センター貸出部分、基山っ子未来館貸出部分、子育て交流広場については、令和2年4月4日（土）から、町民会館及び体育施設については、令和2年4月6日（月）から一部又は全部について当分の間利用制限を行う。

第13回会議（令和2年4月8日）

- ・町立小中学校の入学式について、父兄の出席等について検討を行い、変更した場合には速やかに周知を行う。

以下の項目については、次回4月10日（金）に行う本部会議において、方向性や内容について決定する。

- ・保育園、放課後児童クラブについて、縮小保育や臨時休園等具体的な検討を進めていく。

- ・町内商工事業者の状況について、電話での聞き取り調査を実施して状況把握を行う。

- ・緊急事態宣言を含めた住民へのお知らせ文書を町内の全世帯に近日中に配布を行う。

- ・高齢者の過ごし方や少年スポーツなどの自主練習等の在り方について検討を行う。

- ・庁舎内の職員が罹患者した場合の業務継続や消毒について具体的な検討を行う。

第14回会議（令和2年4月10日）

- ・緊急事態宣言に伴う住民へのお知らせ文書については、前日付で作成が完了しホームページに掲載を行った旨の説明が行われ、4月15日号配布時に全世帯に配布することを確認する。

- ・庁舎内で職員の罹患者が発生した場合には、発生の翌日は庁舎を閉鎖し1日で完全に消毒作業を行う。戸籍を除く住民票等の証明事務は、隣接する保健センターで行うこととする。その他の事務については、状況に応じて対応することとする。

- ・子どもたちへの感染拡大の防止と保育従事者の負担軽減のため、令和2年4月15日（水曜日）から5月6日（水曜日）までの間、認可保育所等の登園自粛について可能な限り家庭での保育をお願いすることとした。なお、自粛要請期間において、事前に申請のあった園児について登園しなかった日数について、月額保育料を軽減（日割り）します。

第 15 回会議（令和 2 年 4 月 1 4 日）

・町立小中学校の休校を 5 月 6 日（水）まで延長する。延長した背景としては福岡県で緊急事態宣言が出されていること、隣接する鳥栖市、小郡市、筑紫野市で罹患者が出ていること等であり、このことを総合的に判断したものです。

また、休校期間中の授業時間数を確保するために夏休みの短縮を行う。

・休校期間中に地区を分散して、地区ごとに 2 日間設定し、新年度教材の配布や課題配布、学習を進めることとする。

第 16 回会議（令和 2 年 4 月 1 6 日）

・自治会等における会議や総会などの開催に係る一定基準を令和 2 年 4 月 1 日に出された新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言などを参考に示すこととする。

・職員出勤前の検温の徹底を行い、体温が 37.5 度以上ある場合には休ませて医師の診断を受けさせることを徹底する。また、家族に発熱者が出た場合にも同様の対応を取らせることとする。

・新型コロナウイルス感染症に関する総合相談会を実施する。期間は令和 2 年 4 月 20 日（月）から 24 日（金）の間とする。

対応する内容は、次のとおりとする

① 健康、感染などに関すること。

② 仕事、収入減に関すること。

セーフティーネット 4 号、5 号の認定など

③ 納税などに関すること

徴収猶予の特例制度など

④ 国民健康保険に関すること

国保税の減免や猶予など

⑤ 学校教育に関すること

⑥ 保育、子育て、DV に関すること

⑦ 不審電話に関すること

・新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障をきたしている小規模事業者に家賃補助を実施する。

・産業振興協議会の取り組みとして、飲食業支援の資金募集を実施する。

第 17 回会議（令和 2 年 4 月 1 7 日）

・4 月 1 6 日に全国を対象に緊急事態宣言が発せられたことを受けて、第 15 回佐賀県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催された。このことについて、情報共有を行った。

第 18 回会議（令和 2 年 4 月 20 日）

- ・全国に緊急事態宣言が発せられたことから、佐賀県が 4 月 22 日から県内の幅広い施設や店舗に休業要請を行った。そのため町内の対象事業者の確認を行うこととした。
- ・町立学校の休校に伴う分散登校の初日の状況について報告があった。

第 19 回会議（令和 2 年 4 月 24 日）

- ・職員の勤務体制について、4 月 27 日（月）から 5 月 1 日（金）の間年休取得推進を図り出勤率 25%減を図る。また、5 月 2 日（土）から 5 月 6 日（水）の間内業を中心に出勤を行い、平日に振替又は代休対応で出勤率の縮減を図る。
- ・5 月 2 日（土）から 5 月 6 日（水）の間もセーフティネット 4 号申請等の受付を実施する。合わせて清掃用消毒液の無料配布及び手作りマスクの販売を行う。
- ・特別定額給付金の早期給付を実施のために各課連携して行うことについて確認する。

第 20 回会議（令和 2 年 4 月 28 日）

- ・町立小中学校の休校を 5 月 10 日（日）まで延長する。延長した背景としては佐賀県から 5 月 10 日までの要請があったこと、福岡県においても同様の措置が取られ近隣の久留米市、小郡市についても同様の決定がされたこと等を総合的に判断したものです。
- ・放課後児童クラブに対応については、引き続きこれまでの臨時休校時と同様の取り扱いとする。

第 21 回会議（令和 2 年 5 月 5 日）

- ・5 月 4 日に政府の見解が出されたことや佐賀県知事の緊急記者会見、近隣市町の状況を総合的に判断して、町立小中学校を 5 月 14 日（木）から再開し、給食についても同日から実施する。また、5 月 11 日（月）から 13 日（水）の間地区別分散登校を行う。部活動については、5 月 18 日（月）から開始することとするが、対外試合については当分の間自粛こととする。
- ・放課後児童クラブについては、5 月 13 日までは休校時の対応と同様とする。
- ・公共施設について、当面町民に限定した利用で 5 月 18 日（月）または 19 日（火）から再開することとする。ただし、総合体育館トレーニングジム及び更衣室・基山っ子未来館貸出部分、子育て交流広場・基山町合宿所については、緊急事態宣言の解除後に再開する。

第 22 回会議（令和 2 年 5 月 2 5 日）

・全国の非常事態宣言が解除されることに伴い、公共施設の町外者の利用制限について、5月31日をもって解除することとし、6月1日（月）または、2日（火）からの利用開始とする。ただし、総合体育館トレーニングルーム、基山町図書館の学習等の利用については当分の間三蜜対応等を行って限定的な利用を検討し対応することとする。

第 23 回会議（令和 2 年 7 月 2 6 日）

・佐賀県からの感染者の情報提供から中学生以下についての影響は考えられないことから、町立小中学校や保育園については通常どおり実施することとする。
・基山町職員の出勤前の検温の徹底を行う。
・基山町役場庁舎、保健センター、町民会館、総合体育館、図書館について感染拡大防止の観点から来訪者について当分の間手指消毒及び検温の徹底を行う。

第 24 回会議（令和 2 年 7 月 2 7 日）

・来訪者の検温については 37.5℃以上の場合には利用をお断りすることとする。ただし、庁舎の場合には聞き取りを行い状況に応じてドライブスルー方式などで対応する。また、町立学校及び多世代交流センター憩いの家では判定体温を従来通りの 37.0℃とする。
・職員について福岡県内での飲み会などは自粛する。
・業種ごとに新型コロナウイルス感染症防止策について、再確認を行うものとする。

第 25 回会議（令和 2 年 7 月 2 7 日）

・庁舎及び保健センターでの来訪者の検温を実施する。来訪者の方については、検温に理解され、全員の方が協力された。特に発熱以上は報告されていない。

第 26 回会議（令和 2 年 8 月 1 3 日）

・佐賀県から令和 2 年 8 月 1 3 日（木）に基山町から新たな 2 名の感染者について発表がなされた。このことにより町施設での来訪者への検温について引き続き当分の間実施することを確認する。
・町職員について出勤時の検温、手指消毒の徹底を確認するとともに、各種会議などでの 3 密防止の徹底を行う。
・町立学校における児童生徒・教職員の新型コロナウイルス感染症にかかる対応方針の一部改訂を行い、2 月期からの対応について保護者への周知を図ることとする。

第 27 回会議（令和 2 年 8 月 17 日）

- ・住民からの新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせの休日対応について、改めて確認作業を行うこととする。

第 28 回会議（令和 2 年 12 月 3 日）

- ・令和 2 年 12 月 2 日に本町で 7 例目が確認されたことから開催する。
- ・佐賀県内及び本町の感染状況について、報告を行う。
- ・町立学校児童生徒、町立保育園園児本人や同居している家族が検査を受けることになった場合の町への連絡方法について確認を行う。
- ・ホームページ等により改めて感染予防について啓発を行うこととする。
- ・町職員に対して出勤前の検温、手指消毒など基本的な対処について徹底するよう指示することとする。

第 29 回会議（令和 2 年 12 月 10 日）

- ・令和 2 年 12 月 9 日に本町で 9、10 例目が確認されたことから開催する。
- ・佐賀県内及び本町の感染状況について、報告を行う。
- ・「学校の新しい生活様式～Ver. 5～」に基づく対処について町立学校の各以降庁へ通知した旨の報告。
- ・12 月 13 日（日）開催のふ・れ・あ・いフェスタ、12 月 18 日開催のプロスポーツ選手によるトークイベントについて、感染症対策についてイベント毎に検討を行いその徹底を図ることとする。
- ・町内の高齢者施設及び障害者施設に注意喚起の通知を行うこととする。

第 30 回会議（令和 3 年 1 月 8 日）

- ・町立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止についての保護者への通知及び職員向けの配布資料についての確認を行う。
- ・職員に感染者が出た場合の対応について近隣市町の状況確認及び保健所との連携状況について調査を行い、改めてシュミレーションすることとした。
- ・連休中に開催される成人式については、式終了後の飲食を伴う会食の自粛について改めて周知することとした。また、基山町消防団出初式について来賓の取り扱いと式の内容について再検討することとした。

第 31 回会議（令和 3 年 1 月 13 日）

- ・第 55 回佐賀県対策本部会議の内容説明を行う。
- ・佐賀県から要請された、福岡県との不要不急の往来の自粛、福岡県を含む県外での会食自粛について基山町ホームページ等を通じて周知することとする。
- ・福岡県に緊急事態宣言が出された後の町管理の公共施設の利用制限について検討を行ったが、今後他団体の情報収集を行い 1 月 15 日に改めて協議すること

とした。

- ・緊急事態宣言が行われたことから文部科学省から通知が発出されたことから、通知を踏まえ、感染症対策の総点検を行い、感染対策を一層徹底することとした。

第 32 回会議（令和 3 年 1 月 15 日）

- ・県内及び町内の感染状況について説明報告を行う。
- ・町管理の各公共施設の利用制限について、以下のとおり決定した。
 - 子育て交流広場、多世代交流センター憩の家、福祉交流館は、1/16（土）から 2/7（日）間は県外者利用禁止とする。
 - 総合体育館、屋外の体育施設、基山町民会館は、緊急事態宣言が発令された都府県の在住者について、1/16（土）から 2/7（日）間の新規予約による利用は中止とし、すでに予約を行っている者へは期間中の利用自粛を求める。ただし、新型コロナウイルスの影響によるキャンセルに伴う使用料については、全額返還することとする。
 - 町立図書館については、緊急事態宣言が発令された都府県の在住者について利用自粛を求める。
- ・庁舎玄関の検温、手指消毒を徹底するため職員を配置して実施することとする。

第 33 回会議（令和 3 年 1 月 25 日）

- ・職員の家族が PCR 検査を受ける場合の連絡徹底のための周知を行うこととする。
- ・新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について、全庁体制で実施していくこととする。

第 34 回会議（令和 3 年 2 月 3 日）

- ・緊急事態宣言解除後の対応について検討する。

第 35 回会議（令和 3 年 4 月 27 日）

「緊急事態宣言」が東京、大阪、兵庫、京都の 4 都府県に 4 月 25 日から 5 月 11 日までの 17 日間発出された。また、佐賀県でも 4 月 26 日の佐賀県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され県内での罹患者が増加傾向にあることから開催する。

- ・ 県内の感染状況等について担当から説明。
- ・ 町内での感染者の発生時の対応について、再確認を行う。
- ・ 町内の施設の利用制限について、現在利用中止としている多世代交流センター憩の家音楽室以外については当面実施しないこととする。隣接県において緊急事態宣言等の発令があった場合改めて検討を行うこととする。

第 36 回会議（令和 3 年 5 月 6 日）

佐賀県内の感染状況及び基山町内の 5 月 4 日、5 日の感染状況などを勘案して開催する。

- ・ 佐賀県内の感染状況及び基山町内の感染状況について報告。
- ・ 国内の緊急事態宣言の延長や福岡県の「まん延防止等重点措置」要請等について状況確認を行う。
- ・ 近隣市町の公共施設の利用制限状況について報告を受ける。
- ・ 多世代交流センター憩の家の音楽室については、カラオケによる感染防止の観点から引き続き利用中とする。
- ・ 福岡県に「まん延防止等重点措置」が適用された場合について、次の制限を行うことを確認する。

図書館、総合体育館、屋外の体育施設、町民会館、多世代交流センター憩の家、基山町合宿所、子育て交流広場について、県外者の利用禁止及び新規利用申し込みの中止とする。なお、図書館については、密を避けるため長時間の利用を禁止する旨管内の案内、ホームページにて周知することとする。

第 37 回会議（令和 3 年 6 月 17 日）

6 月 20 日に期限を迎える、新型コロナウイルス緊急事態宣言について、政府判断が示されることとなったことからその対応について協議する。

政府としては、沖縄県を除く 9 都道府県については、20 日の期限をもって解除するものの、このうち北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の 7 都道府県はまん延防止等重点措置に移行し、その期限は 7 月 11 日までとするものです。

本町としては、緊急事態宣言が全地域解除されなかったこと、隣接する福岡県にまん延防止等重点措置が発出されることから、引き続き図書館、総合体育館、屋外の体育施設、町民会館、多世代交流センター憩の家、基山町合

宿所、子育て交流広場について、当分の間県外者の利用禁止及び新規利用申し込みの中止とすることを決定する。

第 38 回会議（令和 3 年 7 月 9 日）

東京都への新型コロナウイルスの緊急事態宣言再発令と 3 県のまん延防止等重点措置の決定、福岡県を含む 5 道府県の 11 日まででの解除となることからその対応について協議する。

本町としては、緊急事態宣言が全地域解除されなかったこと、特に東京都では感染者が増加傾向にあることから、図書館、総合体育館、屋外の体育施設、町民会館、基山町合宿所、については、緊急事態宣言が発令された東京都、沖縄県、まん延防止等重点措置が講じられた埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府の方の利用禁止及び新規利用申し込みの中止とする。また、多世代交流センター憩の家、子育て交流広場については、前述の者以外で時間制限を取りながらの利用とすることとした。